

## 平成30年度包括外部監査意見に対する対応状況・方針等

監査テーマ:教育委員会の財務に関する事務(主に県立学校に係るもの)の執行及び県立学校の事務の執行について

番号	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
1	25	意見	会計 データベースとして活用できる会計システムの構築について	出納局	審査課	将来会計システムの再構築を行う際には、事業別予算執行状況のタイムリーな把握、決算業務の効率化、さらに職員の働き方改革等に資するため、事業別予算額、決算額の集計及び管理等の様々な業務に活用できるデータを抽出、作成できるデータベース機能を有する会計システムの構築が望まれる。	財務会計システムの再構築を行う際は、費用対効果等を勘案しながらより優れたシステムの導入について検討いたしたい。
2	56	意見	美術館 愛媛県美術館が管理する現金について	スポーツ・文化部	美術館	美術館全体で保有する現金の設定額については、定期的に見直すことが望まれる。その際、常時現金の受け払いを行っている受付窓口で管理する現金は、可能な限り少なくすることが望まれる。	観覧料に係る「つり銭資金」については、金融機関が営業していない土日、祝日の対応及び券種等のバランスを見込んで設定するものと考えており、会計管理者から最低限必要と見込まれる25万円の交付を受け、コレクション展（常設展）や県直営の企画展の実施状況に応じて、窓口と金庫に分けて保管し不足に備えている。 この額については、平成22年3月に50万円から25万円に減額したところであり、令和元年6月から8月に県直営で実施した企画展の際には全く余裕がない状況であったため、見直しは行わないが、受付窓口で通常管理する金額については、展覧会の状況に応じて、随時、見直すこととし、令和元年9月からは、従来の92,000円から46,000円に変更したところである。
3	57	意見	美術館 愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布効果の測定について	スポーツ・文化部	美術館	無料招待券の配布による効果を具体的に測定することが望まれる。 例えば、どこに配布した招待券で来館しているのか把握できるように、招待券に配布先が特定できるマークを入れてから配布することや、無料招待券での来館者に対して美術館への訪問動機等アンケートをすることなどが考えられる。	本年度から美術館が配布する無料招待券にはナンバリングを施し、配布先と回収状況を調べることにした。今年度6月まで実施した展覧会においては、社会教育や学校教育に関連する団体や個人に配布した場合に、来館率が高かったことが分かった。 今後の展覧会においても継続して調査を続けるとともに、来館者への訪問動機に関するアンケートについては、来館動機を答える機器を設置したので、今後、効果的な広報先を検討していく。

番号	頁	区分	項目	担当部	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
4	58	意見	美術館 愛媛県美術館レストラン運営に係る行政財産貸付料の算定方法について	スポーツ・文化部	美術館	愛媛県美術館内に併設されるレストランの運営者から徴収する行政財産使用料については、どのような算定方法が適切であるか、契約更新時（2022年度末）に検討を行うことが望まれる。 飲食店のテナントとして施設の一部を借り受ける場合、一定以上に売上があればその数パーセントは家賃収入とする契約形態が一般的であり、愛媛県美術館においてもそのような契約形態が参考例の一つになる。	現在のレストランの運営については、平成29年に撤退する事業者の例により、使用料は、県の行政財産の使用料単価（非木造、光熱水費実費徴収）をもとに使用面積に応じて徴収することを前提として複数の希望業者からの提案内容を審査し、最も優れた提案と認められたものに、平成29年4月から5か年の期間内（継続希望により毎年更新）で行政財産の使用許可を与えている。 意見のような契約方法については、今後、現在の事業者の経営状況や他の県内外の事例を参考に検討したい。
5	74	意見	工事 工事変更として取り扱う追加工事の範囲について	土木部	建築住宅課	入札によって工事内容が決定している工事について、追加工事が必要と認められた場合に、既存工事の変更とするか、別の新規の工事として取り扱うべきかの判断根拠を適切に文書化すべきである。 そのためには、当該判断の基準となるような運用上の指針を策定することが望ましい。 なお、当該指針を策定する際には、国土交通省官庁営繕部による「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（平成29年3月一部改定））等が参考になると思われるが、当該ガイドラインには、例えば以下のような留意事項が記載されている。 ・当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。） ・変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。	建築住宅課営繕室においては、「営繕工事における設計変更ガイドライン」を策定（平成28年4月）しており、追加工事の判断根拠について、下記の内容を文書化したガイドラインの変更を令和元年12月に行った。  工事の変更契約をする場合は、同一業者が実施する方が合理的であることを前提に、原則として次の点に留意する。 ・元工事との密接な関連性があること。 ・緊急性が高く早期対応が必要であること。 等  なお、30%という増額割合の上限については、その妥当性が見い出せないため、割合の設定は行わない。
				教育委員会	高校教育課	高校教育課において、工事の変更契約をする場合には、建築住宅課営繕室が策定したガイドラインを遵守し、県民に説明できる内容となるよう考慮しながら、適正に工事を執行していく。	

番号	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
6	89	意見	事業 英語教育推進校におけるスピーキングレッスンの効果の測定について	教育委員会	高校教育課	<p>オンライン英会話によるスピーキングレッスンの効果を測定するために、レッスンを受講していない生徒に比べて明らかにスキルアップしているかどうか評価することが望まれる。</p> <p>例えば、TOEICなどのスピーキングを含むテストを1年生から継続して受検させて、レッスンを受けていない高校生と比較してスピーキング力が向上しているか評価するといった方法が考えられる。</p>	<p>生徒の英語力の伸長について、学校で実施する資格・検定試験を活用し、事業実施前と事業実施後の生徒の成績を比較することにより評価する。特に、スピーキング力の伸長については、英検の2次試験の合格率を全国の平均値と比較するなど客観的に検収できる評価を行う。</p>
7	90	意見	事業 チャレンジサマースクールへの参加費について	教育委員会	高校教育課	<p>チャレンジサマースクールは、参加者個人の英語能力向上を目的とした研修であるため、委託費の全額又は一部を参加者が負担することが望まれる。</p> <p>さらに、チャレンジサマースクールの成果の教育現場へのフィードバックを考慮した場合、教員の参加も検討することが望まれる。</p>	<p>家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒に対して参加の機会を提供するため、費用の参加者負担については不要と考える。</p> <p>また、会場の都合上、教員の参加者がある場合、参加できる生徒数を減らす必要があるため、教員の参加についても不要と考える。</p> <p>ただし、サマースクールでの教材や資料等については、委託先の業者と相談の上、教員へ提供することを検討する。</p>
8	91	意見	事業 TOEICの受検対象者について	教育委員会	高校教育課	<p>えひめ英語力向上特別対策事業の効果を測定するためには、成長度の比較ができるように受検対象者を高校3年生だけとするのではなく、1年生なども含めることが望まれる。また、大学の入学試験でTOEICの受検結果が活用されているため、チャレンジ校以外の生徒にも受検機会を提供することが望まれる。</p>	<p>受検機会の提供において不公平感が生じないよう、他県の状況も参考にしながら効果的な方法で事業を実施する。</p>

番号	頁	区分	項目		担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
9	95	意見	事業	スクールバスの 廃棄について	教育委員会	特別支援教育課	<p>スクールバスのような中古市場がある資産を廃棄に する場合は廃棄前に、中古市場での販売可能性を検討 することが望まれる。</p>	<p>現在、学校で廃棄しているスクールバスは、製造後 15年以上経過し、約40万～50万km走行しており、経年 劣化による老朽化や、エンジンや足回り（ブレーキ・ クラッチ等）、電気系統等に不具合が多発しているバ スであり、廃棄に際しては、業者から、通常の使用で は耐えられない（メーカーとして補償できない）旨の 証明を得た後、廃棄処理（永久抹消）を行っている。 なお、廃車となるバスの座席や部品等、比較的良好 な状態のものは、他のバスと交換するなど有効活用し ており、また、廃車にして得た収入については、県の 収入として計上している。 【参考（国土交通省資料）】 ○車両の減価償却費 ＜法定耐用年数：5年＞ ○四国内の車両耐用年数 ＜大型：12年、中型：9年、小型：10年＞</p>
10	122	意見	薬品	県立学校におけ る長期間未使用 の毒劇物につい て	教育委員会	高校教育課	<p>県立学校では、長期間未使用の状態にある毒劇物が 多数存在している。今後も使用見込みのないものにつ いては、早期に廃棄処分（又は必要な部門に管理換 え）すべきであり、県又は県立学校として全体の状況 を把握のうえ、優先順位をつけて計画的に廃棄してい く等の対策が望まれる。</p>	<p>県立学校への調査は完了し、次年度以降の予算で処 分することとしており、各県立学校の事務軽減のた め、高校教育課で一般競争入札の上、一括契約するこ ととしている。</p>

番号	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
11	124	意見	情報 県立学校における電磁的記録媒体の登録状況の定期的な見直しについて	教育委員会	教育総務課	公的に整備された電磁的記録媒体について、使用方法の変更等で使用見込みがないものはその登録を外す等、定期的にその必要数を見直し、使用できる電磁的記録媒体は必要最低限の数量としておくことが望ましい。	<p>全県立学校に対して、令和元年5月20日付け教育CISO通知により、公的に整備した電磁的記録媒体の管理簿による適正な運用管理及びその数量の定期的な見直しについて周知したほか、同月21日、22日の2回に分けて開催した県総合教育センターの専門研修「情報セキュリティ研修」においても、全学校の管理職及び情報担当職員に対して同様の周知を行った。</p> <p>また、全学校の情報システム管理者が行う自己点検において、電磁的記録媒体の適正管理ができていのかどうかチェックさせ、各学校において適正な運用が行われるよう取り組んでいる。</p>
12	125	意見	情報 県立学校における教職員用端末及び生徒用端末の一覧表の作成について	教育委員会	教育総務課	教職員用端末及び生徒用端末については、だれが、どこで保管しているかを一覧できる表を作成し、これを定期的に更新し管理することが端末の現物管理には有用であると考えられる。	<p>全県立学校に対して、令和元年5月20日付け教育CISO通知により、教職員用端末及び生徒用端末の管理状況（誰が、どこで保管しているか）を一覧できる帳簿の整備及び定期的な更新について周知したほか、同月21日、22日の2回に分けて開催した県総合教育センターの専門研修「情報セキュリティ研修」においても、全学校の管理職及び情報担当職員に対して同様の周知を行った。</p> <p>また、全学校の情報システム管理者が行う自己点検において、端末の管理状況が一覧できる帳簿の整備ができていのかどうかチェックさせ、各学校において適正な運用がなされるよう取り組んでいる。</p>

番号	頁	区分	項目		担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
13	125	意見	情報	県立学校におけるサーバ室の場所について	教育委員会	教育総務課	<p>水害等に備え、サーバ室が1階に置かれている学校を県として全体的に把握し、これらの学校についてはできるだけ2階以上にサーバ室を移動できるように対策を講じることが望ましい。</p>	<p>全県立学校に対して、令和元年5月20日付け教育CISO通知により、校舎の立地条件により浸水被害の危険性があるか否か調査し、調査結果を踏まえた対策方法を検討するよう通知したほか、同月21日、22日の2回に分けて開催した県総合教育センターの専門研修「情報セキュリティ研修」においても、全学校の管理職及び情報担当職員に対して同様の周知を行った。</p> <p>また、サーバ室が1階に置かれている学校については、令和元年度に調査を行っており、校舎の立地条件により浸水被害の危険性がある場合には、サーバ等の機器の更新時期を見計らって移設をするなどの対策を講じることとしている。</p>
14	130	意見	奨学金	奨学金システムについて	教育委員会	教職員厚生室	<p>滞納が発生した者に期限未到来債権がある場合、これらの債権は滞納予備軍になることを認識し、過去の調定年度の滞納額のみならず期限未到来債権も合算した額について滞納計画を立案する必要がある。そのためにも期限未到来債権額を含む人別債権残高一覧が作成できるシステム構築を行うことが望まれる。</p> <p>その際には次の事項について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ漏えい等のリスクも検討のうえ、データをネットワーク上で管理する、処理能力の早い端末に置き換える。これと併せて入金情報の適時の把握のため入金情報のオンライン取り込みを検討する。</li> <li>各年度単位で独立して、年度期首残高、年度中の貸付額及び返還額等の減少額、年度末残高を管理し、そのうえで次年度繰越を行うようなシステム導入を検討する。そうすることにより年度末の各人別債権残高明細表をいつでも出力することができ、平成28年度決算から作成されている貸借対照表等の決算書作成にも資するものとする。</li> <li>コスト削減のため、愛媛県独自で開発することなく、他の都道府県のシステム導入状況を研究し、成功事例と判断するシステムのライセンス使用を検討する。</li> </ul>	<p>奨学金システムでは、期限未到来債権を含めた返還状況を管理しており、現時点でも人別債権残高を参照可能である。しかしながら、各年度の期首・期末残高、年度中の増減、次年度繰越額の内訳などについては、エクセルで別途集計している状況であり、債権の分類等を含め、今後拡充すべき項目、機能を検討している段階である。</p> <p>データ保護の観点からは、左記意見のとおりネットワーク上での管理が望ましいと考えられるので、システム更改の機会には、構成要件について情報システム所管課と協議のうえシステム構築を行うこととした。なお、入金情報のオンライン取込みについては、財務会計オンラインシステムの運用方法の変更を要すると考えられるため、実現可能性について別途関係部局と協議することとしたい。</p>

番号	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
15	131	意見	奨学金 愛媛県高等学校 奨学金に係る債 権の回収につい て	教育委員会	教職員厚生室	<p>業務の効率化及びコスト削減のため、効率の悪い指導員による返還指導業務の見直しと人的配置の検討が望まれる。</p> <p>そのために、次の事項を検討することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納債権の回収可能性について、例えば、①1年以内に回収可能債権、②分割回収可能債権、③回収要注意債権、④回収懸念債権、⑤回収不能債権などに分類基準を設けて分類し、各分類債権に対して返還指導を含む回収手続を定めることが望まれる。そのうえで例えば分類②の債権に1年間返還遅延が生じると分類③の債権区分に機械的に移行するなどが考えられる。</li> <li>・分類①及び②の債権に関する返還指導のみ指導員に実施させることにすれば、マンパワーも現在ほどは要しないと思われるし、作業によってはアルバイトでもできるかもしれない。</li> <li>・分類③及び④の債権については、機械的に回収委託業者に委託する。</li> <li>・不能欠損処理のルールを設けたうえで、分類⑤の債権は不能欠損処理をおこなう。</li> <li>・債権の分類を行う場合、滞納者に係る履行期限未到来債権も含め、将来の回収額の最大化を念頭に置いた回収手続を検討する。</li> </ul> <p>県税等その他の債権も滞納している可能性があるため、県全体の事務の効率化の観点から債権の名寄せをおこなうとともに回収事務の見直しが望まれる。</p>	<p>未収債権のうち長期未収金（概ね分類③、④が該当）については、平成30年度から、特に回収困難と思われるものを債権回収会社に委託しているが、指導員による催告に比べ徴収率が高い。このため、将来的には、原則として長期未収金のすべてを外部委託する方針とし、未収期間や未収額に応じた分類の基準を検討しているところである。</p> <p>しかしながら、新規貸付先に対しては、制度説明等を含む返還指導が将来の自主的納付を促すと考えられ、現時点で指導員の削減は予定していない。</p> <p>なお、その他債権との名寄せ等、県全体の債権回収業務の効率化に関しては、債権管理所管課の方針に沿って対応していくこととしたい。</p>

番号	頁	区分	項目	担当部	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
16	136	意見	奨学金 愛媛県奨学資金特別会計に係る監査調書における数値間の整合性について	監査事務局	監査事務局	<p>監査調書に記載する表の作成目的を明確にし、表間の整合すべき数値の検討を行い、監査調書様式の見直しを行うことが望まれる。例えば、「8 債権に関する調」の「過年度未収金」欄と「履行期限未到来債権」欄の間に「当年度調定額」欄を設け、「履行期限未到来債権」欄の上に「履行期限到来債権合計」欄を、「履行期限未到来債権」欄の下に「債権合計」欄を設けることが考えられる。</p> <p>さらに、監査調書に記載されている債権残高を確認するため、貸付先別の債権残高集計表など、検証可能な資料を整備しておくことが望まれる。</p>	<p>決算の調製において、地方自治法施行規則の規定により、財産に関する調書の債権については、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載することとなっており、監査調書は、これに対応した様式となっている。しかしながら、決算年度の増減に係る債権の把握もする必要はあることから、来年度から別途付属資料として「年度別債権管理調査票」の提出を求めることとする。</p>
17	144	意見	空調 県立学校における空調設備の公費による設置及び維持管理について	教育委員会	高校教育課	<p>生徒の健康への影響を鑑み、空調設備のインフラ整備は、公費により行うことが望まれる。各学校での契約内容を分析し、全県立学校を対象として、同一の業者について契約の見直し・統合、設備更新時の競争入札の実施などを行えば、コスト削減や事務の効率化にも寄与すると考える。</p> <p>また、私費による空調設備の設置の程度は各学校で様々であり、既に行った負担について議論が生じることがあるかもしれないが、先行して空調設備を整備した学校についてはこれによる便益を享受したこと、維持管理及び将来の設備更新に係る将来の私費による負担軽減につながることに理解を求め、公費による既設設備に対する私費への補てんなどの追加負担が生じないように努めることが望まれる。</p> <p>ところで、県教育委員会では県立学校再編整備を行っているところであるが、再編対象学校の空調設備整備は、将来的な募集停止の可能性、募集停止後の施設の利用可能性を十分検討する必要があることは言うまでもない。再編対象以外の学校であっても生徒の減少による使用教室の減少を考慮し必要十分な設置計画の立案が望まれる。</p>	<p>令和元年度に高等学校・中等教育学校空調設備整備事業を新規で予算計上しており、全普通教室への空調機器の設置を完了した。</p> <p>しかしながら、全校を対象として再度入札を実施した場合、既設置校のリース契約解約に多額の解約金を要するため、現在の契約は県で契約変更の上、継続することとし、令和元年度から維持管理費等も県費で負担し、私費から公費へ転換を行っている。</p> <p>なお、使用しなくなった教室のエアコンについては、特別教室へ移設ができる内容で契約している。</p>



番号	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
18	151	意見	私費 私費会計における物品管理簿の未作成及び点検（現物確認）の未実施について	教育委員会	高校教育課	<p>取扱要綱に物品管理に関する規定を設け、物品管理簿の様式を定めるなど物品管理の体制を整備することが望まれる。そのうえで、定期的な点検を行うなど現物の管理を行うことが望まれる。但し、備品等として管理すべき備品については金額や教育上の物品の重要性を考慮し一定の基準を設けることが、物品管理の実効性の確保につながる。と考える。</p> <p>また、私費会計で取得した備品等について、県に寄附するか否かは各学校関係団体の判断に任せられているが、学校関係団体が学校教育活動に一層有益な物品を取得し、学校に提供した場合、維持管理を要するものなどは、愛媛県会計規則に準拠して県に対する寄附の可否の検討を徹底することにより、教育上の重要物品は県の物品管理簿上で管理することができ、事務の効率化にも寄与するもの。と考える。</p>	<p>物品管理に関しては、各学校への巡回指導等により実態を確認の上、取扱マニュアル等に様式を掲載し、令和2年2月に全校に通知及び本庁での事務長会で説明し、4月からの施行を計画するなど、より有効な管理方法を実施することとしている。</p> <p>また、備品等の県への寄附については、従来から各学校関係団体の意向を踏まえ学校長の副申等を参考に、愛媛県会計規則に基づき一定の基準を設けて県への寄附採納を行っている。</p>
19	166	意見	私費 私費会計の債権管理方法の不統一について	教育委員会	高校教育課	<p>監査人としては、取扱マニュアルに記載されている校納金納付管理記録簿（様式第2号）はよく考えられた管理簿であると考えている。</p> <p>個人的には、記載上の留意点等記載マニュアル的な記述があれば事務担当者は利用しやすくなるように考える。</p> <p>高校教育課は、これをそのまま利用していない学校について、その利用していない理由を確認し、改善すべき点があれば全学校が利用できるように改善を検討することが望まれる。</p> <p>事務関係者が転勤等で異動になった場合、統一的な様式で管理していることにより引継等が効率的に行われるため、当該様式の使用によるメリットを十分に説明し全学校で使用されるよう啓蒙に努めるべきである。</p> <p>また、この各人別の校納金納付管理記録簿を要約する目的を兼ねて、校納金納付管理記録簿から情報を転記し、未納額の発生、回収、残高の状況が一覧できる一覧表を作成すれば、学校全体の未納額の全体像の把握にも有用である。と考える。</p>	<p>取扱マニュアルに記載している校納金納付管理簿（様式2号）は、あくまで参考例として示しているもので、各学校においては実情に合わせて、当該学校において効率的な管理簿を作成、運用しているところであり、様式を要綱で統一的に使用させることは、かえって利用しづらくなる可能性がある。</p>

番号	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
20	172	意見	私費 私費会計における積立金会計の決算書作成処理の不統一について	教育委員会	高校教育課	積立金会計について独立の私費会計として決算書等を作成するか、元となった会計がある場合には当該会計の特別会計のような位置づけで当該決算書等の一部として記載するかなど一定の処理方法を定め、処理方法に誤解が生じないように取扱要綱等に明確に規定し、県立学校全体で統一的な処理ができるよう環境整備を行うとともに、研修等を通じた全県立学校への周知が望まれる。	積立金会計の取扱いについては、各学校の実態を把握した上でPTでの協議も踏まえ、統一的な取扱いを策定し、令和元年2月に全校に通知、4月から施行している。 また、高校教育課が主催する校長（令和元年10月）及び事務長（令和2年2月）等への研修会等あらゆる機会を通じ、取扱の周知徹底を図るとともに、職場研修を実施させる等、意識の浸透を図った。
21	179	意見	私費 私費会計に関する財務事務改革チーム会議によるモニタリング	教育委員会	高校教育課	指導監においては、1日に2校訪問するといった厳しいスケジュールであり、効率的・効果的に業務を行うため中予地区のように学校別にチェックリスト的なものを各校での業務において使用することが望ましい。そして、そのまま各校ごとの報告書を提出する方が要約する手間も省け、さらに指導監の退職、異動時における情報の高校教育課との共有化もでき情報の引継も容易になると考える。	令和元年度の財務指導監による学校訪問においては、中予地区が平成30年度に使用していた様式を基に作成した統一様式を使用することとした。学校訪問の結果については、定期的に開催している高校教育課との連絡会で報告することとし、令和2年3月の連絡会において、各財務指導監から報告書の提出があり、情報の共有を図った。
22	182	意見	事業 英語指導助手の担当授業数の割り振りにかかる学校への要望調査について	教育委員会	高校教育課	英語指導助手の担当時間数の各県立高校等への割り振りに関して、各校の英語教育の現状と要望に照らして、必要人数を決定した上で、各校への割り当てを行うことが望まれる。	現在、各校のクラス数を考慮して、訪問日数を決定しているところであり、各校の英語教育の現状や各学校からの意見聴取によるニーズの把握等により効率的な割り当てを行っている。
23	184	意見	事業 英語指導助手による指導の成果の評価について	教育委員会	高校教育課	英語指導助手の英語教育の成果を確認して、今後の愛媛県の英語力の強化に向けて、現状の人数、配置方法、指導方法で良いのか検討・評価することが望まれる。	英語実習助手の効果的な配置方法や指導方法により、英検準2級相当以上の英語力を有する生徒の割合は、全国平均を上回っている状況であり、更に、英語力の強化を図るため、令和2年度は、英語実習助手を10名増員することとしている。

番号	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
24	192	意見	労務 県立学校における 管理者による 勤務時間のモニ タリングについ て	教育 委員会	高校 教育課	<p>管理者による所属教員の勤務時間のモニタリングのために、時間外労働時間を一覧で確認できる仕組みをグループウェアに早急に導入することが望まれる。</p> <p>また、管理者によるモニタリングが実効性あるものとするためには、勤務時間を客観的に把握する必要があるため、グループウェアを用いた勤務時間の記録を全面的に導入することが望まれる。</p>	<p>令和元年度よりグループウェアに勤務状況管理機能を導入し、全県立学校で運用しており、管理職が教職員の勤務時間を一覧表で毎月把握している。</p> <p>また、県立学校校長学校組織マネジメント研修において「勤務状況管理システム」を用いた客観的な方法による記録について説明を行っている。</p>
25	194	意見	労務 県立学校におけ る教員の休日の 確保について	教育 委員会	高校 教育課	<p>実習助手は、教員がいないと生徒引率による学外活動ができないが、教育に直接関与していない部活動指導員は生徒引率による学外活動ができることから、部活動指導員と比較のうえで実習助手の生徒引率の可否について検討することが望まれる。</p> <p>また、実習助手による生徒引率が可能になった場合、それにより教員の負担が軽減されるように、教員に対する部活動の休養日を設定するといったことが必要になると考える。</p>	<p>令和元年度の校長研究協議会において、「①当該実習助手が引率対象生徒の部活動の主担当である場合 ②校長と当該実習助手が話し合い、当該実習助手の同意が得られた場合。」のいずれにも該当する場合は、実習助手による部活動の単独引率を可能とする旨、学校長に説明した。併せて、このことは実習助手が顧問を務める部活動の引率を、その部と関係のない教諭が行っていた問題を解消するものであることを強調し、教職員全体の引率業務量を増加させないように注意した。</p>
26	195	意見	労務 県立学校におけ る学校閉庁日の 設定について	教育 委員会	高校 教育課	<p>学校閉庁日を設けるなど、教員が有給休暇等を取得しやすい環境を整備することが望まれる。</p> <p>学校閉庁日の設定に関して、既に計画的に有給休暇等を取得している教職員にも、決まった日（学校閉庁日）に休暇を取得するように働きかけることになり、反発が起きる可能性があるとの意見がある。しかし、学校閉庁日の設定は、強制的な有給休暇等を取得することを目的とするものではなく、学校閉庁日以外の日に計画的に休暇をとることを予定している者は、申請を提出することにより休暇日の振替を行うなど、運用面で考慮するような制度を構築することで対処できると考える。</p>	<p>令和元年度より、8月10～16日の週を中心に、連続する2日間以上の学校閉庁日を設定するよう県立学校長宛通知し、実績として、全県立学校で学校閉庁日が設置され、平均日数は2.2日であった。</p> <p>また、学校閉庁日の設置に係る通知の際、併せて、公式大会等への対応や農作物・動植物の世話等で一部の教職員の勤務を認めるかどうかは各学校で判断することとし、閉庁日に勤務した教職員は別の日に確実に休暇を取得するように通知した。</p>

番号	頁	区分	項目		担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
27	201	意見	労務	県立学校における「目標管理シート」への記載について	教育委員会	高校教育課	「目標管理シート」には、各目標の困難度、重要度や、業務ウエイトが正しく記載される必要があり、記載ルールの周知と管理者による確認が望まれる。	年度初めの目標管理制度の実施に係る通知の際は、「個人目標の設定のためのチェックポイント」や「目標管理シート記入例」を付しており、それらの活用と管理者による確実な確認について、校長研究協議会で改めて指導した。
28	204	意見	学校	県立学校における自己評価の各目標に対する評価基準の事前設定について	教育委員会	高校教育課	評価基準が実績に左右されないように、また教員が同じ達成目標をターゲットとして取り組んでいけるように、具体的目標を設定したときに事前に評価基準を設けることが望まれる。	令和2年3月開催の県立学校校長会において、評価基準を設定している学校の事例を紹介するなど、全校に周知した。
29	204	意見	学校	県立学校における自己評価の具体的評価基準の設定と公表について	教育委員会	高校教育課	具体的目標に掲げた数値目標に対して、その達成度合いと評価結果の関係が「自己評価報告書」の読み手に理解できるように、具体的目標の記載に合わせて当該目標の評価基準（判断根拠）も具体的に記載して公表することが望まれる。	令和2年3月開催の県立学校校長会において、評価基準の設定及び公表について全校に周知した。
30	206	意見	学校	県立学校において公表された「自己評価報告書」における評価基準の記載漏れについて	教育委員会	高校教育課	各県立学校から公表される「自己評価報告書」において、評価をA～Eまでの5段階で実施していることを明示することが望まれる。	自己評価表の様式には、評価段階（A～E）を示しているが、一部公表時に、削除している学校が見られるので、令和2年3月開催の県立学校校長会において、評価段階を明示するよう、全校に周知した。
31	207	意見	学校	県立学校における「評価報告書」の公表期間について	教育委員会	高校教育課	「学校関係者評価報告書」と「自己評価報告書」は、少なくとも過去2年分を公表して、毎年、継続して掲げる目標について、取組状況が経年で確認できるようにすることが望まれる。 また、公表用の「自己評価報告書」の記載も、前年度からの継続的な目標か、当年度新たに設定した目標か明示し、継続的な目標については前年度の達成状況や改善方策とそれを踏まえた当年度の目標設定について、当年度の「自己評価報告書」で全てわかるように、公表する資料の作成方法を工夫してもらいたい。	多くの学校が各校のHPに各報告書を掲載しているが、複数年分の掲載をしていない学校もあるので、複数年分を掲載するよう、令和2年3月開催の県立学校校長会において周知した。 目標の変更箇所については、一部の学校で下線を引くなど工夫して分かりやすくしている学校もあるので、これらの事例を令和2年3月開催の県立学校校長会において全校に周知した。

番号	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
32	207	意見	学校 県立学校における学校関係者評価委員会の運営について	教育委員会	高校教育課	学校関係者評価委員会が学校評議会と兼ねて開催されている場合、参加者が適切であるか、制度趣旨に則った立場で発言して議論されているか検証を行い、目的の異なる学校関係者評価委員会と学校評議会の2つの会議を分けて開催する必要があるか、各県立高校で検討することが望まれる。	学校関係者評価委員会と学校評議会の参加者については、各校が適切に判断しているところであり、参加者も、両会の趣旨を十分に踏まえた発言・議論を行っている。 2つの会議を分けて開催することについては、参加者、学校関係者の負担の増加や日程調整の難しさ等を考慮し、これまで通り各校の判断とする。
33	209	意見	学校 県立学校における学校関係者評価委員会の開催頻度について	教育委員会	高校教育課	学校関係者評価委員会が、年に1回しか開催されていない県立学校においては、学校の年度の取組目標の評価委員の理解や、評価方針の評価委員による協議・決定のため、年に2回以上の開催の可否について検討することが望まれる。	会の年2回以上の開催については、参加者、学校関係者の負担の増加や日程調整の難しさ等を考慮し、これまで通り各校の判断とする。
34	209	意見	学校 県立学校における学校関係者評価委員会の書面開催について	教育委員会	高校教育課	学校関係者評価委員会は、書面によって進めるのではなく、会議体を開催し学校及び各委員の間で議論することが望まれる。	学校関係者評価委員会が書面により進められていることについては、参加者、学校関係者の負担を考慮し、評価が適切に行われている場合は、これまで通り各校の判断とする。
35	210	意見	学校 県立学校における「学校関係者評価報告書」の学校関係者評価委員による記載内容の確認について	教育委員会	高校教育課	「学校関係者評価報告書」に記載される内容は、報告書提出前に学校関係者評価委員に確認を受けることが望まれる。	「学校関係者評価報告書」に記載される内容は、報告書提出前に学校関係者評価委員に確認を受けるよう、令和2年3月開催の県立学校校長会において周知した。
36	211	意見	学校 県立学校における「自己評価報告書」及び「学校関係者評価報告書」の公表について	教育委員会	高校教育課	自己評価、学校評価の結果については、速やかにホームページ、保護者の説明会、学校だより、地域広報誌等、適切な方法での公表が望まれる。また、地域住民のためには可能な限りホームページでの公表が望まれる。	自己評価、学校評価の結果については、各校のホームページに掲載するよう、令和2年3月開催の県立学校校長会において周知した。

番号	頁	区分	項目		担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
37	211	意見	学校	県立学校における学校関係者評価委員に対する報酬について	教育委員会	高校教育課	学校関係者評価委員は、学校評価の制度に基づき就任が要請されたものであることから、委員に対する報酬について規程を定め、全県立学校で同一の基準に基づき報酬を支給することを検討することが望まれる。	学校関係者評価は、各学校の実情に応じて委員会を開催し、適切な評価が得られていることから、委員に対する報酬の支給については、これまで通り各校の判断とする。